

## 奥州市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月17日

奥州市監査委員 千 田 永  
奥州市監査委員 加 藤 清

### 1 監査の概要

#### (1) 監査実施日

予備監査 令和3年12月16日、12月17日及び12月20日

本監査 令和3年12月21日

#### (2) 監査の対象とした部課等名

福祉部所管の予算執行を行う部課等

福祉課及び長寿社会課並びに各総合支所の市民生活グループ、健康福祉グループ及び市民福祉グループ

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年10月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和2年度についても対象とした。

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
長寿社会課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所市民生活グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。